

角田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年7月3日

角田市監査委員 喜多 正行

角田市監査委員 柄目 孝治

監査の結果に関する報告について

- 1 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）
- 2 監査の対象 自治センター（角田、横倉、小田、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根）
- 3 監査の期間 平成27年5月13日（水）から同年5月25日（月）まで
- 4 監査の範囲 平成26年度の配当予算の執行及び財務事務処理（収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等）並びに物品・施設の管理状況等
- 5 監査の方法 事前調査のために予め提出された資料を基に関係職員に説明を求め、監査当日提示された関係書類、帳簿、証拠書類を調査するとともに、現場確認を行い、前回の定期監査の指摘事項等の改善状況等についても調査した。

監査に当っては「財務事務の執行の適正性」及び「事務事業の管理の合理性」に主眼をとして実施した。

- 6 監査の結果 「財務事務の執行の適正性」及び「事務事業の管理の合理性」については、予算の目的に従い、経費の節減、事務の効率化等それぞれ適切な事務処理に努めており、概ね適正に確保されていると認めた。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので記述を省略する。